石川県合唱協会合唱団内規

（名称）

第１条　当合唱団は　石川県合唱協会合唱団（以下合唱団という）と称する

（所在地）

第２条　合唱団の事務局を金沢市平和町１－３－１石川県平和町庁舎内におく

（目的）

第３条　合唱団は　合唱音楽に関心を有する個人及び団体との連絡を密接にし，県内合唱音楽の普及，振興を図り，音楽文化活動の推進力となって音楽文化の普及につとめ，もって県民の文化向上を図ることを目的とする

（組織）

第４条　合唱団は　第３条の目的に賛同する音楽に関心を有する個人及び団体で組織する

（事業）

第５条　合唱団は　前条の目的を達成するため　次の事業を行う

(１)　音楽に関する各種事業

(２)　音楽団体相互の連絡　協調

(３)　音楽文化国際交流事業

(４)　その他　合唱団の目的達成に必要な事業

（役員）

第６条　合唱団に次の役員をおく

(１)	会長	１名
(２)	団長	１名
(３)	副団長	若干名
(４)	マネージャー	若干名
(５)	パートリーダー	若干名
(６)	企画委員	２名
(７)	親睦委員	２名
(８)	管財委員	２名
(９)	楽譜委員	２名
(10)	会計委員	若干名
(11)	監査委員	２名

（役員の選任）

第７条　役員は役員会において選出する　役員は相互に兼ねることが出来ない止むを得ない場合は役員会の承認を得る

2　会長は　石川県音楽文化協会理事長または　理事長の推薦した者とする

3　役員は　役員の互選により団長及び副団長を決める

（役員の職務及び機能）

第 8 条　(1)　会長は　合唱団を代表する

(2)　団長は　合唱団の実務を総括し　役員会の決議事項を執行する。

(3)　副団長は　団長を補佐し　団長に事故のある時は団長の職務を代行する

(4)　マネージャーは　合唱団のコースの団員を総括し連絡等にあたる

(5)　役員は役員会を構成し　合唱団の運営等重要事項を企画立案する

(6)　パートリーダーは　合唱団パートの団員を掌握し連絡等にあたる

(7)　企画委員は　合唱団の事業の企画運営にあたる。

(8)　親睦委員は　団員の親睦のための行事の企画立案にあたる

(9)　管財委員は　合唱団の財産の管理にあたる

(10)　楽譜委員は　楽譜の作成，管理にあたる

(11)　会計委員は　会費等を徴集し，財政管理にあたる

(12)　監査委員は　合唱団の会計を監査する

（役員の任期）

第 9 条　(1)　役員の任期は 2 年とし　再選を妨げない

(2)　補欠によって就任した役員の任期は　前任者の残任期間とする

（指導者）

第 10 条　合唱団に　第３条及び第５条の目的達成のため指導者をおく

2　指導者は役員会の承認を得て会長が委嘱する

3　指導者は　合唱団の演奏技術の向上ため練習の企画，指導，各種演奏会の指揮及び伴奏にあたる

4　指導者は　すべての会議に出席して発言をすることが出来る

（顧問）

第 11 条　合唱団には顧問をおくことができる

(1)　顧問は　役員会の承認を得て団長が委嘱する

(2)　顧問は　会長の諮問に応じ　会議に出席して発言をすることが出来る

（機関）

第 12 条　合唱団には次の機関をおく

(1)　総会

(2)　役員会

（総会）

第 13 条　(1)　総会は　役員及び登録された団員で構成される

(2)　総会は　役員会で議決された事項のうち予算案、事業計画その他重要事項について意見をのべる

（役員会）

第 14 条　役員会は合唱団の最高決議機関で　合唱団の予算計画　運営　内規の改正
その他重要事項を企画立案する他　合唱団の緊急事項について審議決定する

（召集）

第 15 条 (1)　総会は　年一回必要に応じて会長が召集する

(2)　役員会は必要に応じて　会長又は団長が招集する
また団長は団員の３分の２以上から要求があった時は総会を開かねばならない

(3)　団長は　会議を開催する際には招集者に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示し予め通知しなければならない

（議長）

第 16 条　(1)　総会の議長は役員の互選による

(2)　役員会の議長は団長がこれに当たる

（定足数）

第 17 条　会議は３分の１以上の出席がなければ開催することが出来ない

第 18 条　(1)　総会は　出席者の過半数の同意をもって決する

(2)　役員会の議事は　出席者の過半数以上の同意をもって決する

(3)　可否同数の時は　議長がこれを決する

（書面票決等）

第 19 条　役員が止むを得ない理由で出席できない場合　予め通知された事項について書面をもって評決を委任することができる　この場合出席したものとみなす

（経費）

第 20 条　合唱団の経費は　会費　寄付金　補助金　事業収入それらをもってあてる

（入団）

第 21 条　合唱団への入団は　所定の入団申込書で申請し　役員会の３分の２以上の賛同を必要とする

（退団）

第 22 条　(1)　合唱団の退団は　所定の退団届を提出し　役員会の３分の２以上の賛同を必要とする

(2)　合唱団の活動並びにその他の活動において，合唱団の調和を乱し，不利益な行動をとった団員は，役員会の議を得て退団を通告することがある

（会計年度）

第 23 条　合唱団の会計年度は　毎年 4 月 1 日に始まり　翌年 3 月 31 日に終わる

（運営の細則）

第 24 条　合唱団の運営の細則は別に定める

附則

1　この内規は　平成 30 年 4 月 1 日より施行する